

徳島県規則第二十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

様式第一号中「~~姓~~は、」を「~~姓~~は、」に、「、※~~姓~~」を「、※~~姓~~」に、「、□」を「、□」に、「~~欄~~は、」を「~~欄~~は、」に、「~~私は、~~」を「~~私は、~~」に、「、~~本籍~~」を「、~~本籍~~」に、「~~添え、~~」を「~~添え、~~」に、「、かつ、」を「、かつ、」に、「、~~籍~~」を「、~~籍~~」に、「~~禁錮~~」を「~~拘禁刑~~」に、「、その」を「、その」に、「、~~又は~~」を「、~~又は~~」に、「、~~二級建築士~~」を「、~~二級建築士~~」に、「、~~世断~~」を「、~~世断~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、同年六月一日から施行する。